

各種認定証再発行に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、日本歯科麻酔学会の認定する下記の資格ならびに医療機関へ発行された各種認定証の再発行に掛かる手数料、およびその手続きについて定めることを目的とする。

1. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 認定歯科衛生士
2. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 登録医
3. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 認定医
4. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 歯科麻酔指導医

(認定証)

第2条 再発行される認定証は、原則として発行されたときの理事長名、委員会委員長名と同じものを作成する。但し、発行者の名称は、再発行時の法人名とする。

(再発行に関する手続き)

第3条 各種認定証を氏名変更ならびに紛失・破損等の理由により、再発行を希望する場合には、各種認定証の再発行を希望する者もしくは機関代表者は、認定証再発行申請書に記入し、定められた再発行手数料を添えて各委員会宛に提出する。

- 2 第1条第4項の歯科麻酔指導医が所属する医療機関について、当該医療機関の指導者変更ならびに医療機関の統廃合に伴う医療機関名の変更等に関わる再発行申請については、この規定に該当しない。この場合は、専門医審査委員会宛に交代に関わる所定の申請書類を別に提出するものとし、再発行手数料は免除される。
- 3 第1条第4項の歯科麻酔指導医が所属する医療機関の内、歯科医育機関に属する大学病院で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門以外のものにおいては、認定証再発行申請書とは別に、歯科麻酔学指導施設に関わる申請書類を提出しなければならない。
- 4 認定医歯科衛生士認定証は認定歯科衛生士委員会、登録医認定証は登録医委員会、認定医認定証は認定医審査委員会、それ以外の認定証は専門医審査委員会宛に申請するものとする。
- 5 各委員会は提出された申請書を確認の上、認定証を新たに発行する。

(更新手数料)

第4条 各種認定証の再発行手数料は下記の通りとする。

1. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 認定歯科衛生士：10,000 円
2. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 登録医：10,000 円
3. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 認定医：10,000 円
4. 一般社団法人日本歯科麻酔学会 歯科麻酔指導医
 - 1) 歯科医育機関に属する大学病院で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門：無料
 - 2) 上記1) 以外の施設：50,000 円

(更新手数料の還付)

第5条 既に納付された更新手数料は還付しない。

(規定の変更ないし廃止)

第6条 この規定を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

平成 21 年 5 月 26 日制定
平成 21 年 5 月 26 日施行

平成 27 年 6 月 2 日改定
平成 27 年 6 月 2 日施行

平成 27 年 12 月 20 日改定
平成 27 年 12 月 20 日施行

令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 5 年 10 月 6 日施行

令和 8 年 1 月 12 日改正
令和 8 年 1 月 12 日施行